

◀ 出店イベント・交流会等

o/p/e/n

【MONOづくりワークショップ】

はじまりセミナー(女性起業家育成講座)の卒業生がイベント出店するワークショップです。

開催時期：7月

問い合わせ：ワークピア磐田 はじまりのオフィス (見付2989-3) 電話0538-30-6255

【コワーキングスペース「はじまりのオフィス」】

これから創業を考えている方や創業後間もない方を対象に、随時イベントを開催しています。

問い合わせ：ワークピア磐田 はじまりのオフィス (見付2989-3) 電話0538-30-6255

【ちあふるマルシェ】

事前セミナーを受講した方が出店できるイベントです。

会場：ワークピア磐田

開催時期：11月

問い合わせ：静岡県信用保証協会浜松支店 電話053-458-1212

Menu ▶

5

◀ 創業後に活用できる制度

【合同企業訪問】

専門家との企業訪問により、市内事業者の課題解決に向けて支援します。

1時間無料で相談できます。

① 定例相談

販路開拓：毎月第1木曜

WEBマーケティング：毎月第3木曜

IoT・AI・ロボット(生産向上)：奇数月第2水曜

② 静岡県よろず支援拠点 西部サテライトオフィス (磐田商工会議所)

現場改善(5S)・補助金関係：毎月第2金曜

創業・事業計画・業務改革・補助金関係：毎月第2・4木曜

①②問い合わせ：産業政策課(市役所西庁舎1階) 電話0538-37-4904

【経済変動対策貸付資金利子補給制度】

経営安定の回復を図るために必要となる運転資金及び設備資金で、
県の経済変動対策貸付資金を借り受けた者に利子補給します。

補給率：0.45% (特別措置期間中は1.4%以内)

補給期間：2年以内 (特別措置期間中は3年以内)

問い合わせ：産業政策課(市役所西庁舎1階) 電話0538-37-4904

Menu ▶

6

この他にも磐田市では商工会議所・商工会・金融機関等と「チャレンジサポーター磐田」というネットワークを組み、創業前から創業後まで、伴走支援を行っています。

創業支援担当課 磐田市役所 産業部 経済観光課 雇用促進グループ

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1(西庁舎1階)

TEL(0538)37-4819 FAX(0538)37-5013

メール shoko@city.iwata.lg.jp

ホームページ https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/sougyou_shien/index.html



「いわた」で夢を叶えたい

磐田でこれから創業する方、創業して間もない方が
活用できるメニューを掲載しています。
創業の困りごとを解決しましょう。



何かを始めたいけれど、
何から始めていいか
わからない



Menu ▶

1

いろいろ学びたい。
仲間をつくりたい。



Menu ▶

2

Menu ▶

3

こんな お困りごと
ありませんか?

資金面で利用できる
制度はある?



Menu ▶

4

イベント等で
試してみたい。



Menu ▶

3

Menu ▶

5

事業を始めたけれど、
これからのことが心配



Menu ▶

6

相談

【ワンストップ相談】

磐田市の創業支援メニューや関係機関への紹介を行っています。
創業を考えている方は、まず、ワンストップ相談窓口にお越しください。

時間：月～金曜日 8：30～17：15
問い合わせ：経済観光課（市役所西庁舎1階） 電話0538-37-4819

【専門家による創業相談】

あなたの夢の実現を支援する専門家による無料のなんでも相談窓口です。(予約制)

専門家	中小企業診断士	毎週月曜日	10:00	11:30	13:30	15:00
	税理士	毎週水曜日	13:00	14:30		
	キャリアコンサルタント	第1・第3火曜日	18:00	19:30		
	フードコンサルタント	第2・第4土曜日	9:00	10:30		

予約サイト：<https://airrsv.net/workpia-hajimari/calendar>
問い合わせ：ワークピア磐田 はじまりのオフィス（見付2989-3） 電話0538-30-6255



←予約はこちらから



【就農相談】

国・県・市の支援施策の紹介や相談内容に合った活用できる制度を紹介します。

時間：月～金曜日 8：30～17：15
問い合わせ：農林水産課（市役所西庁舎1階）
電話0538-37-4813

【第二創業相談】

第二創業に関わるもの(新事業展開のための用地取得や補助金等に関する情報)のほか、創業後のフォローとして、企業マッチング等についても相談に応じます。

問い合わせ：産業政策課（市役所西庁舎1階）
電話0538-37-4904

Menu ▶

1

セミナー・研修

【はじまりセミナー(女性起業家育成講座)】

創業に必要な知識を1から学ぶ女性向けのセミナーです。

開催時期：5月～7月 全8回
問い合わせ：ワークピア磐田 はじまりのオフィス（見付2989-3） 電話0538-30-6255

【はじまりセミナーフォローアップ講座「事業計画書を作るコツ」】

これから行う事業について事業計画書を完成させます。

開催時期：年2回（前期4月～9月・後期10月～3月）全12回
問い合わせ：ワークピア磐田 はじまりのオフィス（見付2989-3） 電話0538-30-6255

【起業支援カフェ「POPとチラシの研究会」】

お客様の印象に残るチラシやPOPの作り方を学びます

開催時期：4月～3月 随時
問い合わせ：ワークピア磐田 はじまりのオフィス
（見付2989-3） 電話0538-30-6255

【ちあふるイベント創業セミナー・ちあふるマルシェ】

出店経験を含んだサポートセミナーです。

会場：ワークピア磐田
開催時期：事前講習 9月～11月 ちあふるマルシェ 11月
問い合わせ：静岡県信用保証協会企画課 電話054-252-2124

【農業経営者育成事業】

農業の担い手を目指す方の支援として、実績のある農業生産法人で1年間(最長2年間)の研修を行います。
雇用契約を結び、栽培技術や農業経営に必要なノウハウ、営業スキル等を実践的に学びます。40歳以下の方が対象です。

問い合わせ：農林水産課（市役所西庁舎1階） 電話0538-37-4813

【特産品(海老芋)承継事業】

磐田の特産品である海老芋生産者として就農を希望する方の研修です。市内の海老芋生産者の元でおおむね1年以上の研修を行います。研修終了後の就農時の年齢が原則50歳未満の方が対象です。
研修期間中は国の給付金制度に加え、市の給付金制度も活用できます。

問い合わせ：農林水産課（市役所西庁舎1階） 電話0538-37-4813



Menu ▶

2

コワーキングスペース

利用するには会員登録が必要です。登録料500円
問い合わせ：ワークピア磐田(見付2989-3) 電話0538-30-6255

【はじまりのオフィス】

オフィス代わりとして、交流やイベントにも使用できます。
利用料金：一般会員 終日フリー 300円
非会員 2時間 500円 2時間超 900円



【はじまりキッチン】

①チャレンジショップ
お試しで飲食店を開業することができます(最長3ヶ月)。
開業までの手続きを一通り経験し、実際に営業してお客様の反応を確認することができます。

基本料金 1ヶ月 30,000円
諸経費 1ヶ月 20,000円

特定創業支援等事業を受けたことの証明を受けた者：基本料金1ヶ月免除

②ためしっぺい☆プラン(お試しキッチン)
試作やレシピづくりなどで1日単位での利用もできます。

1日設備利用料(基本料+諸経費)1,800円



【はじまりBOX】

一つのBOXをレンタルして、お店として展示や商品の販売をすることができます。
3ヶ月利用料 3,000円

Menu ▶

3

資金調達(融資)

【開業パワーアップ支援資金(利子補給制度)】

創業のための運転資金や設備資金で、県の開業パワーアップ支援資金を借り受けた創業者に利子補給します。

補給率：年0.55%
補給期間：1年以内
問い合わせ：産業政策課（市役所西庁舎1階） 電話0538-37-4904

資金調達(補助金等)

【地域創生起業支援金】

地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を静岡県内で起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助します。

助成額：対象経費の1/2以内で200万円以内
募集期間：5月～6月
※首都圏からの移住者で、本支援金の交付決定を受けた者は、静岡県移住・就業支援金の支給を受けることができます。
問い合わせ：公益財団法人静岡県産業振興財団 企画・創業支援チーム 電話054-254-4511

【磐田市オフィス立地推進事業費補助金】

事務職系のオフィスを設置する企業に対して、初期費用の支援をします。

対象：情報通信業の事務所、管理業務または補助的経済活動のみを行う事務所
補助：設備投資額の2分の1で最大1,000万円
市民雇用増1人当たり20万円
問い合わせ：産業政策課（市役所西庁舎1階） 電話0538-37-4904

【販売力強化補助金(販路開拓事業)】

展示会や商談会、PRイベント等への出展に係る費用を補助します。

補助率：1/3
補助上限額：国内10万円 国外30万円
問い合わせ：産業政策課（市役所西庁舎1階）
電話0538-37-4904

【特定創業支援等事業を受けたことの証明書の活用】

1ヶ月以上に亘って4回以上行われる「創業講座」や「個別相談」などを受講して「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」などの知識を身につけた方は、特定創業支援等事業を受けた者として認定され、法人の登録免許税の軽減などの支援を受けることができます。

- ① 会社を設立する場合の登録免許税の軽減（株式会社の設立 資本金0.7%→0.35%）
- ② 創業関連保証の特例（無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始6ヶ月前から利用可能）
- ③ 日本政策金融公庫新創業融資制度を自己資金要件を充足したのものとして利用可能
- ④ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率引き下げの対象として、同資金を利用可能
- ⑤ はじまりキッチンでのチャレンジショップの1ヶ月分基本料金を免除
問い合わせ：経済観光課（市役所西庁舎1階） 電話0538-37-4819

Menu ▶

4